



愛知県公契約条例（労働環境の報告）

1 利用確認

根拠法令や個人情報の取り扱いを確認する

2 法人情報の入力

事業者情報を入力する

3 労働環境の報告

労働環境の報告を提出する

この報告は愛知県公契約条例（平成28年愛知県条例第10号）に基づき、公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するために報告を求めるものです。

本報告に記載していただく個人情報については、記載内容に確認が必要な際など、業務上の連絡を取るためのみに利用します。個人情報の取扱いについては「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び当県の条例等により取り扱います。

報告内容や報告方法についての問い合わせは下記までご連絡ください。

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

電話 052-954-6653

メール kaikeikanri@pref.aichi.lg.jp

利用確認 *

確認した。

 一時保存

愛知県公契約条例（労働環境の報告）

利用確認

根拠法令や個人情報の取り扱いを確認する

2 法人情報の入力

事業者情報を入力する

3 労働環境の報告

労働環境の報告を提出する

事業の形態 *

- 一人親方以外の事業者
- 一人親方の事業者

商号又は名称 *

例：愛知県庁

代表者氏名 *

例：大村秀章

 一時保存

法人所在地 *

例：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

担当者氏名 *

例：会計太郎

連絡先（電話） *

例：052-954-2111

連絡先（メール）

例：kaikeikanri@pref.aichi.lg.jp

注意事項

ご登録いただいたメールアドレスに賃金単価報告書の回答URLを送信します。

2ページ目 全3ページ

次へ

<

戻る

愛知県公契約条例（労働環境の報告）

利用確認

根拠法令や個人情報の取り扱いを確認する

法人情報の入力

事業者情報を入力する

3 労働環境の報告

労働環境の報告を提出する

契約案件名で検索してください。

業務名の一部を入力し検索、もしくは右の検索マークを押し、該当する業務名を契約案件名を選択してください。

契約年度

契約案件名

管理番号

 一時保存

種別

注意事項

回答に×がある場合、後日確認させていただきます。

① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。

② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。

(常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)

③ 法定労働時間（1日8時間以内かつ1週40時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36協定）を届け出ていますか。

(時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間（建設事業は、2024年4月1日から上限規制を適用))

(労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)

④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。

(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。また全ての使用者は、労働者に対する年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられています。)



⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備し、健康管理上、労働者の労働時間の状況を客観的に把握していますか。



⑥ 事業場ごとに次の者を選任していますか。

- ・常時使用する労働者が50人以上…安全管理者(一部業種のみ)、衛生管理者、産業医
 - ・常時使用する労働者が10人以上50人未満…安全衛生推進者又は衛生推進者
- (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)



⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。



⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。



⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。



⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。

（常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。）



⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。（口座振込を含む。）



⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。

時間外又は深夜: 2割5分以上、休日: 3割5分以上

時間外かつ深夜: 5割以上

休日かつ深夜: 6割以上

月60時間を超える時間外の超えた部分: 5割以上



⑬ 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。



⑭ 労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。

その他（伝えたいことがあれば記載してください）

3ページ目 全3ページ

確認



戻る